

横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（抜粋）

附 則

（要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告に係る添付書類）

- 2 省令附則第3条において準用する省令第5条第4項の規則で定める書類は、耐震診断結果概要書及び附則別表に掲げる書類とする。ただし、市長が必要がないと認める書類については、その添付を省略することができる。

附則別表

書類の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、報告に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに報告に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの水平距離
各階平面図	縮尺、方位、間取り、用途及び床面積並びに外壁及び開口部の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な報告に係る建築物の各部分の寸法及び算式並びに用途別の床面積
その他市長が必要と認める書類	市長が必要と認める事項